

別表1－1 創業支援相談窓口の設置（既存）

市町村が実施する創業支援等事業（花巻市）

創業支援等事業の目標	
<p>・花巻市商工観光部商工労政課では創業支援相談窓口を設置している。創業者に適切に対応できる職員が常駐しており、市内の支援機関（市内金融機関、商工会議所等）と連携している。また、起業・創業に関する無料相談を実施する拠点として「ビジカフェはなまき」を設置している。</p> <p>・令和5年度の創業や経営等に関する相談件数は6件であった。令和6年度には相談件数が20件となり、このうち創業に結びついた件数は令和5年度が6件、令和6年度が5件である。今後も市内の支援機関との緊密な連携を図り、年間18件の相談対応を目標とする。そのうち年間4件の新規創業者を創出することを目指す。</p>	
<p>（目標数）</p> <p>創業支援対象者数18人 創業者数4人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>＜創業支援相談窓口＞（既存）</p> <p>花巻市商工観光部商工労政課に創業支援相談窓口を設け、創業支援担当者を1名配置する。創業希望者からの相談内容に応じて支援事業の情報提供や参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、市の担当部署などに繋ぐ。</p> <p>相談内容に応じて相談者をつなぐ場合は、次の役割を踏まえて行う。</p> <p>平成30年8月からはカフェのような雰囲気の中で気軽に相談できるよう、花巻市ビジネスインキュベータ内にビジカフェはなまきを設け、各種支援情報を提供。毎週火曜日、木曜日には花巻市起業化支援センターのコーディネーターが常駐し無料相談を実施する。相談内容に応じて、支援機関が連携し相談に対応する。</p> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <p>①ターゲット市場の見つけ方</p> <p>商工会議所等が市場ニーズを把握し情報提供する。商工会議所等への相談を通じ、市内の専門家の協力や花巻市起業化支援センター及び専門家派遣制度（別表2－3）などの積極的な活用によって、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。</p> <p>②ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>商工会議所等が顧客、ニーズへの対応を行い、ビジネスモデル構築を支援する。採用時の注意点、雇用のルールや社員教育についても指導・アドバイスする。また、高度な相談内容については、市内の専門家の協力及び花巻商工会議所が実施する専門家派遣制度（別表2－3）などを積極的に活用し、創業支援等事業者と商工会議所等で解決を図る。（別表2－2、2－3、2－4）</p> <p>金融機関は採算性についてのアドバイスなどの対応行う。（別表2－5）</p> <p>花巻市起業化支援センターでは、コーディネーターが一般的な相談に応じるとともに、創業者の熟度に合わせたセミナー、専門家を適宜紹介する。</p> <p>③売れる商品・サービスの作り方</p> <p>商工会議所等が商品・サービスに対し、地域性、市場動向等を踏まえ、助言・指導する。</p> <p>高度な相談内容については、市内の専門家の協力及び花巻商工会議所が実施する専門家派遣制度（別表2－3）などの積極的な活用によって解決を図る。</p> <p>花巻市起業化支援センターでは、コーディネーターが一般的な相談に応じるとともに、創業者の熟度に合わせたセミナー、専門家を適宜紹介する。</p> <p>④適正な価格と効果的な販売方法について</p> <p>商工会議所等が販売先、ターゲット、販売方法、価格について助言・指導する。</p> <p>高度な相談内容については、市内の専門家の協力及び花巻商工会議所が実施する専門家派遣制度（別表2－3）などの積極的な活用によって解決を図る。</p>	

花巻市起業化支援センターでは、コーディネーターが一般的な相談に応じるとともに、創業者の熟度に合わせたセミナー、専門家を適宜紹介する。

⑤資金調達

市内金融機関が事業計画書作成へのアドバイスや金融支援を行う。花巻市は、取扱金融機関の協力の下、創業支援資金及びベンチャー企業支援資金の各融資制度を実施する。（別表1-2、2-5）。

《取扱金融機関》（花巻市内の各支店）

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫、花巻農業協同組合、
日本政策金融公庫

商工会議所等が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類の作成の補助、補助金申請書類等の作成支援を行う。

⑥事業計画書の作成

商工会議所等が、事業計画書の策定について助言・指導を行う。

また、補助金等の申請については一般社団法人ビジネスサポート花巻等の認定経営革新等支援機関がサポートを行う。

⑦許認可・手続き

商工会議所等及び花巻市の担当課において、創業手続き・許認可についてアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、詳細な知識を必要とする場合は、市内の専門家（団体）を紹介し各種手続きについて助言・指導を行ってもらう。

⑧コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会議所等が、財務（記帳等）、税務などについて助言・指導する。また、専門家と連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行い、創業予定者・希望者に対し創業スクール（別表2-2）への参加を促す。

岩手県中小企業団体中央会は国や県の施策と連携を図りつつ、企業組合制度に関する情報提供や相談対応などにより支援を行う。

高度な相談内容については、市内の専門家の協力及び花巻商工会議所が実施する専門家派遣制度（別表2-3）などの積極的な活用によって解決を図る。

＜創業支援機関との連携＞

・市は、創業支援相談窓口やワンストップ相談窓口を周知するため、市のHP等でPRを行うとともに、各相談窓口に寄せられた相談に対し、支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。

・市は、各支援機関の創業希望者及び創業後5年以内の創業希望者への支援体制及び支援内容についてとりまとめたカルテを作成し情報交換を図る。

・市は各支援機関の支援状況を把握し、支援した創業希望者のその後の創業状況等を取りまとめる。必要に応じて各支援機関の強みを活かしたフォローアップの対応について連携を図る。

・支援状況や支援内容の確認のため、花巻市、花巻商工会議所、花巻市起業化支援センター、市内金融機関の実務担当者でビジカフェはなまき運営委員会を組織し、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、相談内容や創業者の求める支援策などについて、より良い支援が可能になるよう努める。

・創業支援相談窓口の担当者は各創業支援機関による支援内容を把握し、タイムリーに効果的で適切な支援ができるようメールなどにより各支援機関との連絡を密にする。

＜特定創業支援等事業＞

・特定創業支援等事業を受けた者から証明書の発行を求められたときは、各支援機関に支援内容の報告を求め、証明要件を満たしていることを確認の上、市が証明書を発行する。

・証明書の発行時間は、平日（月）～（金）の8時30分～17時15分とする。

＜各事業の共通事項について＞

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者の反応を踏まえ、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、商工会議所等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者については支援の対象としない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。
- ・各事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

（2）創業支援等事業の実施方法

＜創業支援相談窓口＞

①花巻市商工観光部商工労政課・相談時間は、平日 ((月)～(金)) の 8 時30分～17時15分とする。

- ・担当者を 1 名配置する。
- ・市は各支援機関の支援状況を把握し、支援した創業希望者のその後の創業状況等を取りまとめる。必要に応じて各支援機関の強みを活かしたフォローアップの対応について連携を図る。
- ・支援状況や支援内容の確認のため、花巻市、花巻商工会議所、花巻市起業化支援センター、市内金融機関の実務担当者でビジカフェはなまき運営委員会を組織し、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、相談内容や創業者の求める支援策などについて、より良い支援が可能になるよう努める。
- ・創業支援相談窓口の担当者は各創業支援機関による支援内容を把握し、タイムリーに効果的で適切な支援ができるようメールなどにより各支援機関との連絡を密にする。

②ビジカフェはなまき

- ・相談時間は、火曜日、木曜日の 9 時～12時、13時～16時とする。
- ・担当者を 1 名配置する（起業化支援センターコーディネーター）。
- ・担当者は、創業希望者から相談・事業内容をヒアリングし、創業希望者の課題や悩みを「聞く」と共に、強みを「見つける」。相談内容に応じて支援機関が連携し具体策を検討した後に創業希望者に具体策を提案する。スピード感をもちフレキシブルな支援を実施する。

計画期間

平成 27 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

変更箇所については令和 7 年 1 月 25 日～令和 9 年 3 月 31 日

別表1－2 融資あっせん（既存）
市町村が実施する創業支援等事業（花巻市）

創業支援等事業の目標	
<p>・創業を目的とした花巻市中小企業振興融資制度（開業資金）及びいわて起業家育成資金の利用は、令和5年度11件、令和6年度2件であり、相談窓口や各種創業支援等事業との連携により当該制度の利用を促進するため、5件を支援対象及び創業の目標とする。</p> <p>（目標数）</p> <p>創業支援対象者数5人 創業者数5人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>＜融資制度＞</p> <p>・市内金融機関（岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫、花巻農業協同組合）に預託し、下記内容の花巻市中小企業振興融資制度として、創業希望者に対し開業資金の融資を実施し、開業のため、あるいは開業後の経営を支援する。</p> <p>□対象者</p> <p>①市内に居住または所在し、開業しようとする者又は開業後1年を経過しない者</p> <p>②納期の到来した市税を完納している者。ただし、市内居住期間が1年に満たない者については、前住所地の市町村税又は特別区域税を完納している者</p> <p>③開業しようとする業種において、3年以上の勤務経験又は営業実績を有する者、又は、認定支援機関の支援を受け、事業計画を作成していること。</p> <p>④許認可事業にあたっては、許認可を受けていること。</p> <p>⑤岩手県信用保証協会の対象業種であること。</p> <p>□融資限度額 1,600万円</p> <p>□融資利率 3.1%（貸付期間3年以内）、3.3%（貸付期間3年超）</p> <p>※要件等については変更があり得る。</p> <p>＜利子補給及び保証料補給＞</p> <p>・花巻市中小企業振興融資制度を受けた中小企業者が元金を返済した場合に、利子の一部を補給する。あわせて、当初保証承諾期間の保証料を全額補給する。</p> <p>□利子補給率 0.8%（融資期間が3年以内）、0.9%（貸付期間3年超）</p> <p>※要件等については変更があり得る。</p> <p>＜いわて起業家育成資金活用者への利子補給及び保証料補給＞</p> <p>□対象者</p> <p>市内で新たに事業を開始しようとする者（創業して5年未満の者を含む）で下記の①から⑤までのいずれにも該当する者。</p> <p>①新たに事業を始める場合で、下記のアからエのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 1か月以内に創業を行う具体的な計画のある個人。</p> <p>イ 2か月以内に会社を設立し、創業を行う具体的な計画がある個人。</p> <p>ウ 個人で事業を営んでいて、事業開始5年未満の者（※）。</p> <p>エ 個人により設立された会社で、事業開始後5年未満の者（※）。</p> <p>（※）事業開始後1年未満の者は、事業着手が客観的に明らかのこと。</p> <p>②許認可を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること。</p> <p>③人材、知識・経費、経験、技術、ノウハウ等事業の継続に必要な経営資源を有している者。</p> <p>④岩手県保証協会の保証対象業種であること。</p> <p>⑤前年度及び納期到来分の市税を完納していること（徴収猶予されている場合を除く）。</p> <p>□融資限度額 1,600万円</p>	

□融資利率及び利子補給

2.4%以内（貸付期間3年以内、年0.4%を市が補助）、

2.6%以内（貸付期間3年超、年0.45%を市が補助）

□保証料補給 当初保証承諾期間の保証料を全額補給する。

※上記の各種要件等については、要件等については変更があり得る。

（2）創業支援等事業の実施方法

- 申請の窓口となる市内金融機関が審査及び事業のプラスチックアップを行い、その後花巻市や花巻商工会議所、岩手県信用保証協会において書類を審査し、融資を実行する。
- 融資が実行された事業者に関し、市内金融機関は花巻市に毎月の融資・返済状況を報告する。
- 利子補給金については、毎年度の上半期・下半期に分けて金融機関が利子補給に関する一覧表等をまとめ花巻市へ提出する。市では一覧表等と毎月の報告内容を照会し、相違ない場合は利子補給額を金融機関に支払う。
- 相談窓口を設置する連携機関へパンフレットを作成し、連携機関の窓口に配架や広報、花巻市ホームページへ掲載し、創業支援対象者の活用を促進する。

計画期間

平成27年7月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

別表1－3 まちなか創業支援（既存）
市町村が実施する創業支援等事業（花巻市）

創業支援等事業の目標	
<p>・中心市街地で新たに創業する中小企業者の安定した経営を支援し、中心市街地のにぎわいづくりを促進するため中小企業者が未利用店舗等を賃借し、活用して行う事業に対し補助金を交付する。活用実績は、令和5年度に6件、令和6年度に5件であることから、当該制度の利用を促進するため、創業希望者への補助5件を支援対象及び創業の目標とする。</p> <p>（目標数） 創業支援対象者数5人 創業者数5人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>・商店街を活性化するため、商店街の新規出店者に対し、改裝費及び広告宣伝費の一部を補助する。</p> <p>□交付要件</p> <p>①新たに出店する地区の商店街への加入 ②補助交付申請前に、支援機関等による事業計画の作成支援を受ける ③補助交付申請は事業着手日（賃貸借契約を締結した日又は改裝に着手した日のいずれか早い日）の2週間前までに申請 ④午前11時～午後2時までの間の2時間以上を含み6時間以上営業し、週5日以上営業すること。</p> <p>□補助上限 50万円 □補助率 2分の1</p> <p>（2）創業支援等事業の実施方法</p> <p>・市が指定した花巻商工会議所、一般社団法人ビジネスサポート花巻、市内金融機関の支援機関（以下「指定支援機関」という。）において創業希望者と事業をブラッシュアップし、持続可能で中心市街地のにぎわいを創出できる事業計画を作成する。</p> <p>・指定支援機関からの確認書を補助金交付申請に添付し、市は書類を確認し補助を実施する。</p> <p>・相談窓口を設置する連携機関へパンフレットを作成し、連携機関の窓口に配架や広報、花巻市ホームページへ掲載し、創業支援対象者の活用を促進する。</p>	
計画期間	
<p>平成27年7月1日～令和9年3月31日まで 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日</p>	

別表2-1 ワンストップ相談窓口（既存）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①花巻商工会議所 ②一般社団法人ビジネスサポート花巻
(2) 住所	①花巻市花城町10番27号 ②花巻市二枚橋第5地割6番地3
(3) 代表者の氏名	①会頭 高橋豊 ②理事長 似内裕司
(4) 連絡先	①0198-23-3381 ②0198-26-5430
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・花巻商工会議所及び一般社団法人ビジネスサポート花巻（花巻市起業化支援センター）への創業に関する相談が令和5年度に60件、令和6年度に57件、であった。そのうち創業に結びついた件数が、令和5年度に31件、令和6年度に26件であったことから、本計画及びワンストップ相談窓口の設置、創業支援策について広報する。 ・令和5年度、令和6年度の実績を踏まえ、相談件数を24件、創業者数を6人とすることを目標とする。 <p>（目標数）</p> <p>創業支援対象者数24件 創業者数6人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜ワンストップ相談窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻（花巻市起業化支援センター）にワンストップ相談窓口を設置する。花巻市、花巻市に本・支店を置く金融機関等の支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口では、花巻商工会議所の経営指導員・花巻市起業化支援センターのコーディネーターにより相談対応を行う。 ・相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、花巻市が中心となり、創業支援等事業者及び支援機関の情報共有化を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻（花巻市起業化支援センター）にワンストップ相談窓口を設置し、花巻市内に本・支店等を置く金融機関等の支援機関が連携して創業者を支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業者の目に届くようとする。加えて、花巻商工会議所の広報紙において、本計画とワンストップ相談窓口設置を広くPRしていく。 ・ワンストップ相談窓口において支援を行った創業者情報等に関する個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、花巻市に報告する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・上記創業支援対象者については、ビジカフェはなまき運営委員会において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 ・支援機関担当者のビジカフェはなまき運営委員会において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、指導・改善を行っていく。 	
計画期間	
平成27年7月1日～令和9年3月31日まで 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日	

別表2－2 創業スクール（既存・特定創業支援等事業）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①花巻商工会議所 ②一般社団法人ビジネスサポート花巻
(2) 住所	①花巻市花城町10番27号 ②花巻市二枚橋第5地割6番地3
(3) 代表者の氏名	①会頭 高橋豊 ②理事長 似内裕司
(4) 連絡先	Tel 0198-23-3381 ②0198-26-5430
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・花巻市は、県内工業の集中エリア「北上川流域」の一角で工業生産・物流・観光資源を活用したサービス・農業と発展を遂げてきた。 ・近年は少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化など社会全体が大きな転換期を迎える中、地域を取り巻く環境も大きく変化してきており、新しいビジネスモデルによる地域需要の掘り起こしや地域経済の活性化が必要とされている。 ・「創業スクール」を通じて、産業の垣根を越えて創業予定者・検討者の発掘・創業マインドの醸成を図る。 ・創業に必要な知識やスキルを習得させ、各産業や地域経済の活性化を目的に創業スクールを開講する。 ・「体験講座」（受講者数10人）は創業スクールのイメージを掴む。 ・「体験講座」を受講後、創業スクール（基礎編4回コース・実践編2回コース：受講者数10人）を開催し、創業に向けた準備を支援する。 ・創業支援者数は過去の創業スクールの開催実績を参考に、花巻商工会議所及び一般社団法人ビジネスサポート花巻のそれぞれで創業スクールの受講数を5人とすることを目標とし、そのうち、年間1人の新規創業者を創出することを目指す。 <p>（目標数）</p>	
創業支援対象者数10人 創業者数2人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業スクール（体験講座1回コース、基礎編4回コース、実践編2回コース）を開催する。（予算根拠は各年度別途検討）。 ・開催日は日曜日に設定する等受講者の便宜を図り、主講師には中小企業診断士を予定。 ・基礎編のカリキュラムは1日60分×4回とし、「収支計画・資金計画」（経営）、「決算書の読み方」（財務）、「法務（労働基準法等）のポイント」（人材育成）、「営業・販売戦略」（販路開拓）等の持続的な経営に資する4つの知識が身につくテーマや先輩創業者による事例発表等を交えながら設定する。 ・実施にあたっては、体験講座にて創業のいろはを受講しその後基礎編へ移る。基礎編が終了後実践編へ移行し創業のプランや計画のプラッシュアップを行う。 ・創業スクールのうち4回以上を受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する各ノウハウを習得した創業希望者に対しては、「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書発行の申請が可能である旨の情報提供を行う。 ・会場は花巻商工会館・起業化支援センターを予定している。 ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻では創業希望者が経営、財務、人材育成、販路開拓、の内容について創業スクールを受講した場合において、講習時間や指導内容が明らかとなる書面等を参考に個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、 	

氏名、住所、連絡先を記録した名簿を花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻が作成し、花巻市に報告する。

- ・市では当該名簿を確認し、「特定創業支援等事業」を受けた者として申請があった場合は証明書の発行を行う。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び花巻市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、ビジカフェはなまき運営委員会において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。
- ・スクール終了後、支援希望者に対し、伴走型のきめ細かい個別フォローアップ支援を行い、創業者の輩出につなげる。創業予定者には更なる経営に関する個別相談会や経営セミナーなどが利用できるよう情報提供を行う。また、課題に応じては専門家による個別相談の活用によりきめ細かな支援を実施する。

（2）創業支援等事業の実施方法

花巻商工会議所会報誌、花巻市商工会議所ホームページ・花巻市ホームページ等を活用するほか、新聞広告への掲載を検討する。

花巻市内の公共施設や金融機関などへポスターの掲示・チラシ配布を依頼し、有効な広報体制を整え、受講者の発掘・確保に努める。

創業支援相談窓口、ワンストップ相談窓口、金融機関による創業支援相談窓口に相談にきた創業希望者に対し積極的な情報提供を行い、活用を促す。

計画期間

平成27年7月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－3 専門家による創業個別相談（既存・特定創業支援等事業）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①花巻商工会議所 ②一般社団法人ビジネスサポート花巻
(2) 住所	①花巻市花城町10番27号 ②花巻市二枚橋第5地割6番地3
(3) 代表者の氏名	①会頭 高橋豊 ②理事長 似内裕司
(4) 連絡先	①Tel 0198-23-3381 ②0198-26-5430
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻では、創業計画作成支援や金融機関への相談など、創業相談窓口として支援を行っている。 ・創業個別相談に関するPRを強化することにより、創業希望者及び創業後5年以内の創業者（以下「創業支援対象者」という。）の専門家相談の掘り起こしにつなげる。直近2年間の実績（令和5年度11件、令和6年度10件）の平均値を参考として、年間4件以上の達成を目指し、そのうち、1件以上を創業につなげることを目標とする。 	
(目標数)	
創業支援対象者数4人 創業者数1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻において創業支援対象者からの相談を受け、課題解決のための具体的・実践的なアドバイスが必要な場合には、経営指導員等による相談指導を行うほか、専門的支援が必要と判断した場合は、毎月実施している専門家による無料個別相談会やエキスパートバンク専門家派遣事業等を活用して、中小企業診断士やIT・デザイン等の専門家による個別相談対応により適切な支援を行う。 ・花巻商工会議所・一般社団法人ビジネスサポート花巻が紹介した専門家による創業に関する個別相談等を1か月以上にわたり1回1時間程度で合計4回以上受け、経営、財務、人材育成、販路開拓、に関する各ノウハウを習得した場合に特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、花巻市に報告する。なお、相談・指導については事前予約制とする。 ・市では当該名簿を確認し、「特定創業支援等事業」を受けた者として申請があった場合は証明書の発行を行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法及び花巻市個人情報保護条例を遵守する。 ・上記有資格者については、ビジカフェはなまき運営委員会において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 	
<p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>花巻商工会議所会報誌、ホームページを活用や花巻市内の公共施設や金融機関などへチラシ配布を依頼し、有効な広報体制を整え、利用者の発掘・確保に努める。</p> <p>創業支援相談窓口、ワンストップ相談窓口、金融機関による創業支援相談窓口に相談にきた創業希望者に対し積極的な情報提供を行い、活用を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻市は事業を紹介するパンフレットやホームページで制度を紹介し創業希望者及び創業後5年以内の創業者の利用促進を図る。 	
計画期間	

平成27年7月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-4 経営支援専門家派遣事業（既存・特定創業支援等事業）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 岩手県信用保証協会	
(2) 住所 〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i	
(3) 代表者の氏名 会長 菊池哲	
(4) 連絡先 Tel 019-654-1502	
創業支援等事業の目標	
・岩手県信用保証協会では、創業計画作成支援や金融機関への橋渡しなど、創業相談窓口として創業支援を行い、経営や創業の課題解決のため岩手県中小企業診断士協会と業務提携を行っており、コンサルティング業務を活用した際に費用の一部を補助する。 ・直近2年間において花巻市内の利用実績は無かったが、創業相談に関するPRを強化することで創業希望者及び創業後5年以内の創業者（以下「創業支援対象者」という。）による中小企業診断士の派遣制度利用件数の目標を年間3件とし、このうち1件以上が実際に創業することを目標とする。	
(目標数) 創業支援対象者数3人 創業者数1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ・花巻市内中小企業者や創業者からの経営相談に対応しながら、必要に応じて専門家による指導・助言をうけることを勧め、中小企業診断士によるコンサルティングの活用が適当と判断される場合は、岩手県信用保証協会の経営支援費用補助の活用を促す。 <経営支援費用補助事業> ①創業支援対象者から経営課題等の相談があった場合、提携する県中小企業診断士協会に対し経営診断指導及び技術診断指導の有資格者の派遣を依頼し、中小企業診断士は診断・助言等の総合的なアドバイスを行う。 ②創業支援対象者が診断士協会に対して費用を支払った場合に、岩手県信用保証協会は費用の2分の1（補助上限100千円）を負担する。 ③同事業の実施により、創業支援対象者が相談・指導を受けやすい環境を醸成し、課題解決・経営の安定化を図る。 ・岩手県信用保証協会の依頼により派遣された中小企業診断士により、1回1時間程度の個別相談を1ヶ月以上にわたり、4回以上受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する各ノウハウを習得した創業希望者に対しては、「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書発行の申請が可能である旨の情報提供を行う。 ・岩手県信用保証協会では創業希望者が経営、財務、人材育成、販路開拓、の内容について専門家により指導・助言を受けた場合については、講習時間や指導内容が明らかとなる補助交付申請書等の書面等を参考に個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を作成し、花巻市に報告する。なお、相談・指導については事前予約制とする。 ・市では当該名簿を確認し、「特定創業支援等事業」を受けた者として申請があった場合は証明書発行を行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法及び花巻市個人情報保護条例を遵守する。 ・上記有資格者については、ビジカフェはなまき運営委員会において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。	

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・岩手県信用保証協会では専門家の指導・助言を受けた創業支援対象者に継続して相談対応等の支援を行う。
- ・岩手県信用保証協会が実施する経営支援費用補助については、花巻市においても創業支援チラシに掲載・紹介し、各関係機関に配架し周知を図る。
- ・創業支援相談窓口、ワンストップ相談窓口、金融機関による創業支援相談窓口に相談にきた創業希望者に対し積極的な情報提供を行い、活用を促す。

計画期間

平成27年7月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-5 金融機関による創業支援相談窓口（既存）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①株式会社岩手銀行 ②株式会社北日本銀行 ③株式会社東北銀行 ④花巻信用金庫 ⑤株式会社日本政策金融公庫
(2) 住所	①盛岡市中央通一丁目2-3 ②盛岡市中央通一丁目6-7 ③盛岡市内丸3-1 ④花巻市吹張町11番10号 ⑤東京都千代田区大手町1-9-4
(3) 代表者の氏名	①代表取締役頭取 岩山徹 ②取締役頭取 石塚恭路 ③取締役頭取 佐藤建志 ④理事長 漆沢俊明 ⑤総裁 田中一穂
(4) 連絡先	①(地域幹事支店 花巻支店) Tel0198-24-3111 ②(地域幹事支店 花巻支店) Tel0198-23-3321 ③(地域幹事支店 花巻支店) Tel0198-23-5121 ④Tel0198-23-5311 ⑤(盛岡支店) Tel019-623-4392
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関において創業に関する相談窓口を設置し、事業計画書のブラッシュアップや資金調達に関するアドバイス、各支援機関の支援策の情報提供を行う。 金融機関の相談窓口を明確にすることで、創業者の掘り起こしや創業ニーズの把握が可能となることから、相談件数の目標を直近2年間の実績平均値である年間24件（令和5年度29件、令和6年度20件）と設定し、金融機関ごとに年間1件以上、合計で年間5件以上の創業実現を目指す。 <p>(目標数) 創業支援対象者数24人 創業者数5人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各金融機関が個別に創業者の相談に対応しているが、創業に関する創業窓口を設置することにより、花巻商工会議所や市等との連携した周知やホームページ等でのPR活動を実施し、相談者のレベルに応じた相談、指導、情報提供を行う。 各金融機関は創業希望者の事業内容をブラッシュアップするとともに専門家によるアドバイスを求める場合には、花巻商工会議所が実施する専門家派遣制度などの利用を紹介する。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の営業時間内において相談窓口を開設し「起業相談対応」職員を配置することにより各支援機関との連携した相談対応を行う。 岩手県の創業資金や花巻市中小企業振興融資制度など、相談者のニーズに合った資金調達についてアドバイスを行う。 創業支援相談窓口の担当者は各創業支援機関による支援内容を把握し、タイムリーに効果的に適切な支援ができるようメールなどにより各支援機関との連絡を密にする。 	
計画期間	
<p>平成27年7月1日～令和9年3月31日まで 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日</p>	

別表2－6（インキュベーション：花巻市起業化支援センター・花巻市ビジネスインキュベータ）
【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 一般社団法人ビジネスサポート花巻	
(2) 住所 花巻市二枚橋第5地割6番地3	
(3) 代表者の氏名 理事長 似内裕司	
(4) 連絡先 TEL 0198-26-5430 担当：花巻市起業化支援センター 総括コーディネーター 佐藤亮	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・花巻市起業化支援センターは、花巻市が設置するインキュベーション施設として、平成8年6月に開設、花巻市ビジネスインキュベータは平成14年4月に開設された。 ・花巻市起業化支援センターは、新規創業のほか、新分野への進出など二次創業を図ろうとする企業、研究開発を目指す企業をサポートする拠点としている。将来、花巻市内で事業展開を計画する企業にとって一時的に活動する拠点として貸工場を設置し、さらに試験研究室の測定機器を開放している。 	
<p>花巻市ビジネスインキュベータは都市型産業を支援するインキュベーション施設として特色ある新事業等に取り組む入居者を支援する施設として設置された。</p> <p>新事業の創出に向けた製品開発や販路拡大、資金調達、経営円滑化など、限られた入居期間内においてコーディネーターが中心となったハンズオンの支援を行うことにより製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。</p> <p>・花巻市起業化支援センターと花巻市ビジネスインキュベータの部屋数は27室（棟）あることから、年間目標として、支援対象は部屋数の27社とし、入居者は既に創業している者がほとんどであることから新たに入居する創業者1社以上の創業を目指とする。</p> <p>（目標数）</p>	
創業支援対象者数（入居者）27人 創業者数1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻市起業化支援センターは、創業後間もない先端技術企業や次世代ニーズを先取りした特色のある新製品・新技術・新事業の創出に取り組む企業を支援するインキュベーション施設として平成8年6月に花巻市が設置した。入居企業及び卒業企業に対しては、花巻市及びコーディネーターが定期的に訪問等による現状の聞き取りを実施し、新事業展開等に関するニーズを把握するとともに、事業の実施を後押しする。 ・入居者が24時間利用可能な貸工場を13棟・研究室8室と、花巻市ビジネスインキュベータでは6室、小規模なセミナー、会議、商談等に無料で利用することができるセンターハウス1棟を備えている。また、花巻市起業化支援センター内には岩手大学生産技術研究センターが設置され、近隣には岩手県工業技術センターをはじめとする公設試験研究機関や産業支援機関に近接し、好立地環境を活かした産業支援施設となっている。入居期間は原則5年に設定していることから、限られた入居期間内においてコーディネーターが中心となり、製品開発や販路拡大及び経営面での相談対応など入居企業のあらゆる相談に応じるといったハンズオンの支援により、新事業の創出を成し遂げ卒業を目指す。 ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、コーディネーターによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。 ・入居企業同士が事業の進むべき方向性を共有し、協業してプロジェクトに取り組むとい 	

った産業クラスター形成の取組を支援する。

- ・コーディネーターによる日常的な支援のほか、年に1度入居時の計画比較や現在の取引状況などを花巻市の担当者と入居者からヒアリングを行い、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
- ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と事業化意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか支援機関を交えた交流会を開催する。
- ・市における産業振興策のひとつとして、市内企業が、大学や公設試験研究機関等と産学共同研究を行う場合に、花巻市がその一部を補助する「企業競争力強化支援事業」の活用により、産学官連携手法による地域企業の技術革新・新事業創出を後押しする。
- ・入居に際し、花巻市が設置する新事業創出基盤施設運営委員会において事業の適正、継続性、特徴などの審査を行い、入居の可否、事業者へのアドバイスを実施する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・コーディネーターは、祝日を除く月曜日から金曜日に花巻市起業化支援センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、コーディネーターによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・コーディネーターは、入居者以外の技術相談及び創業・経営相談にも随時対応するとともに、創業希望者については必要に応じ花巻市起業化支援センター・花巻市ビジネスインキュベータの入居を紹介し支援機関と連携しながら創業を支援する。
- ・花巻市は、一般社団法人ビジネスサポート花巻と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、センターの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・花巻市起業化支援センター・花巻市ビジネスインキュベータに入居後6ヶ月以上経過し、コーディネーターによる4回以上の継続的な支援を1か月以上にわたり受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書発行の申請が可能である旨の情報提供を行う。個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を作成し、花巻市に報告する。
- ・市では当該名簿を確認し、「特定創業支援等事業」を受けた者として申請があった場合は証明書発行を行う。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び花巻市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、ビジカフェはなまき運営委員会において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間

平成27年7月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については、令和7年12月25日～令和9年3月31日まで

※本計画変更による特定創業支援等事業に関する証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表3－1 創業機運醸成事業（既存）
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 一般社団法人ビジネスサポート花巻	
(2) 住所 花巻市二枚橋第5地割6番地3	
(3) 代表者の氏名 理事長 似内裕司	
(4) 連絡先 TEL 0198-26-5430	
創業支援等事業の目標	
創業機運醸成セミナーを開催し、参加者は1回当たり20人程度を想定し、2回程度実施する。参加者のうち50%が次段階の「創業相談事業」、「創業スクール」に進むことを目標とする。	
キッズベンチャースクールを開催し、次世代を担う子供たちへ創業、経営に関心を持たせ、地域に根付く創業者育成を目標とする。併せて本スクールにより創業、経営に精通した人材を育成することにより、必ずしも起業、創業をせずとも、雇用される人材も就労先の発展促進に携わることにより、市雇用環境の改善を図ることも目標とする。	
(目標数) 創業機運醸成事業の対象者数40人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容 創業機運醸成セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、花巻市では、創業希望者に対して支援は行われているものの、「起業・創業」に対するハードルが高く認識されており、創業希望者の掘り起こしが急務となっていることから、創業機運醸成セミナーを開催する。 ・本セミナーでは、創業に無関心な女性等を対象に、キャリア、特技、好きなことの棚卸を行い、自分に何ができるのかを自分自身で把握することに努め、その上で自分の目標をどこに置くのかを具体的に定めることを目標とする。また、オブザーバーとして先輩起業家等（身近で憧れの対象となる人材）にも参加いただき、参加者のフォロー並びに「起業無関心者の関心を惹く」よう促すなど、起業ありきの前提は採らないことで、創業に対する心理的ハードルを下げる。 ・本セミナーの実施により、次のフェーズである「創業相談」及び「創業セミナー」への参加を促進させ、「起業・創業」への一歩を踏み出すきっかけづくりを行う。 <p>キッズベンチャースクールの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻市では、若年層の求職傾向として地元就職を希望する動向が多くみられるが、雇用側と求職者側のニーズが合致せず、都心部への就職等により転出超過の状態にある。 ・本スクールにより、若年層の起業、創業に対する意識を身近なものとし、次世代の若者によって積極的且つ多種多様な事業展開が行われることにより、将来的に地域の魅力増進を図るとともに、急速に変化する現代の求職者の様々なニーズに対応することができる雇用環境作りに繋げる。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 創業機運醸成セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、創業無関心者の集客が必要となるため、周知方法を工夫し、開催場所・時間 	

にも配慮し実施する。

- ・周知については、「創業無関心者の関心を惹く」よう、ポップなチラシ作成等の様々な工夫を行いながら、市の広報紙、ホームページの活用や花巻市内の公共施設、金融機関などへチラシを配布し、有効な広報体制を整え周知に努める。
- ・子育て世代の女性の参加を想定し、子どもを預けられる時間帯での開催、託児スペース設置等参加しやすい環境づくりにも配慮する。
- ・本事業は、創業機運醸成を目的とした事業であるため、専門用語等を極力抑え、「分かりやすく」かつ「楽しい」内容で実施し「創業無関心者の関心を惹く」よう配慮する。
- ・事業終了時にはアンケート調査等を実施し、参加者ごとの次のフェーズ把握し、事業終了後、伴走型支援を実施する。
- ・また、参加者の意見・要望を事業にフィードバックし事業自体のプラッシュアップも行う。
- ・創業支援者会議（直近の創業者、創業支援団体等を招集）を実施し、創業後の実情や創業支援、経営支援に係る情報を集約し、花巻市・創業希望者等に情報提供を行う。

キッズベンチャースクール

- ・花巻市内の小学生5・6年生から高校生を対象に、1ヶ月間で起業から決算までを実践を通し学習させる。
- ・カリキュラムは基礎学習、事業計画書作成・審査・融資、企業・仕入、販売・決算等とし、以上の項目について通算5日程度で実施する。
- ・一般社団法人ビジネスサポート花巻では実施にあたって、生徒自らが考え実行することを最優先し、それに必要な補助を行うため協力機関等との調整を行い事業を遂行する。
- ・長期的な視点で事業の成果を確認するため、花巻市内の創業者が当該スクール受講者であったかどうかを確認し、意見収集のうえ、キッズベンチャースクール事業のプラッシュアップを行っていく。

計画期間

平成31年4月1日～令和9年3月31日まで

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日